INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 50 2008年02月14日

ロンドン協定による欧州特許の翻訳文提出免除について

ロンドン協定が2008年05月01日付で発効することに伴い、当該協定の批准又は加入国(2008年02月13日時点で下記の14カ国)においては、欧州特許庁の3つの公用語(英語、フランス語、ドイツ語)のいずれかの言語で出願し当該協定の発効日以降に欧州特許公報に掲載される欧州特許の明細書については、当該国の公用語への翻訳が不要となります。

記

1. 欧州特許庁の3つの公用語(英語、フランス語、ドイツ語)のいずれかの一つを公用語としている当該協定の批准又は加入国(現在ではフランス、ドイツ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モナコ、スイス及び英国の7カ国)においては、欧州特許の明細書について当該国の公用語への翻訳文の提出が不要となります。
 但し、欧州特許のクレームについては、従前通り、欧州特許庁の他の2つの公用語への翻訳文が必要です。特許法制定の目的に係る条文の文言の修正
2. 欧州特許庁の3つの公用語(英語、フランス語、ドイツ語)のいずれも公用語としていない当該協定の批准又は加入国(現在ではクロアチア、デンマーク、アイスランド、ラトビア、スロベニア、スウェーデン及びオランダの7カ国)においては、欧州特許の明細書について当該国の公用語への翻訳文の提出が不要となります。
 但し、欧州特許のクレームについては、従前通り、当該国の公用語への翻訳文が必要です。
 また、この7カ国中、クロアチア、デンマーク、アイスランド、スウェーデン及びオランダにおいては、更に欧州特許の明細書の英訳文を提出する必要があります。

以上